⑵　当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合
□先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与によって当該知識を取得した。
□先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定し、当該知識を取得した。

２．遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項
ａ）□報告者自らが遺伝資源を利用
ｂ）□報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用
ｃ）□その他（　　）

３．国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報
⑴　国際クリアリングハウス
□報告者に係る情報
⑵　環境省のウェブサイト
（　　）

４．報告の区分
ａ）□第２章第１の１に基づく報告（取得者による報告）
ｂ）□第２章第１の２⑴に基づく報告（人の健康に係る緊急事態の収束後の報告）
ｃ）□第２章第１の２⑵に基づく報告（人の健康に係る緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合の報告）
ｄ）□第２章第１の３に基づく報告（輸入者等による任意の報告）
ｅ）□第２章第５の１⑶に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

備考
１　報告者が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
２　報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。
３　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
４　１．⑵の「当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合」については、該当するものにチェックすること。
５　２．の「遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」については、該当するものにチェックすること（複数回答可）。今後の予定の情報の記載も可とする。
６　３．の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち報告者に係る情報について、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない場合は、チェックをすること。また、遺伝資源の取得に係る情報のうち環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報を具体的に記載すること。
７　４．の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
８　国際遵守証明書の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。
９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第２（第２章第１の１⑴若しくは３及び第２又は第５の１⑶関係）

遺伝資源の取得に係る許可証等に基づく報告書

平成　　年　　月　　日

環境大臣　殿

報告者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　電話番号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第２章第１の１⑴若しくは３及び第２又は第５の１⑶の規定により、遺伝資源の取得について報告します。

１．遺伝資源の適法な取得に係る事項
⑴　国際遵守証明書の固有の識別記号に代わり、適法に取得したことを証する情報

①　提供国	
②　許可証等の発給機関	
③　許可証等の発給日	
④　許可証等の有効期限	
⑤　提供者	
⑥　遺伝資源	
⑦　提供者と相互に合意する条件の設定の有無	
⑧　商業的又は非商業的な利用の別	

⑵　当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合
□先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与によって当該知識を取得した。
□先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定し、当該知識を取得した。

２．遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項
ａ）□報告者自らが遺伝資源を利用
ｂ）□報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用
ｃ）□その他（　　）

３．国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報
⑴　国際クリアリングハウス
（　　）
⑵　環境省のウェブサイト
（　　）

４．報告の区分
ａ）□第２章第１の１⑴に基づく報告（取得者による報告）
ｂ）□第２章第１の３に基づく報告（輸入者等による任意の報告）
ｃ）□第２章第５の１⑶に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）